


所管部課	都市建設部 都市計画課	部長	鈴木 菜穂美	
件名	東大和市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>コミュニティタクシーの試行運行事業を実施する運行事業者が、東大和市地域公共交通会議における当該事業に関する協議（本格運行への移行に関する協議を含む）に臨時委員として参画できるよう、東大和市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試行運行の実施等臨時的な事項を協議するため必要がある場合は、臨時委員を置くことができる旨の規定を加え、臨時委員の任期等、必要な規定を整備する。 ・その他文言整理を行う。 <p>(2) 施行日</p> <p>決裁日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>東大和市地域公共交通会議に運行事業者が臨時委員として出席することにより、関係機関との協議の円滑化を図ることができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和元年7月10日 令和元年度第1回東大和市地域公共交通会議において、湖畔地域コミュニティタクシーの試行運行の実施について協議が調った。</p> <p>令和元年9月19日 小平交通有限会社を運行事業者とし、東大和市コミュニティタクシー試行運行事業に関する協定を締結した。</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続を進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。